

MEJ フォーラム 会則

制定 2015年7月1日

変更 2017年5月2日

変更 2018年5月18日

変更 2019年2月19日

(名称)

第1条 本会は、MEJフォーラム（以下、「本会」という。）と称し、英語表記は「MEJ Forum」とする。

(目的)

第2条 本会は、我が国の国際的な医療協力を、迅速にかつ持続的に推進するため、医療の国際展開に関心を持つ日本の医療界の有志が集う機会を提供し、有志の間で知識や経験を共有して相互に交流を図ることで、MEJが推進するアウトバウンド事業およびインバウンド事業を支援、推進することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、前条の目的に賛同する医療機関、医療関連団体等（以下、「会員」という。）により構成する。

(1) フォーラム正会員

本会の目的に賛同し、事業に協力するために入会する医療機関および医療関連団体

(2) フォーラム賛助会員

本会の目的に賛同し、事業を賛助するために入会する個人

(3) フォーラム特別会員

本会の目的に賛同し、事業を支援する医学系学会

2. 会員の種別の新設、廃止は、当法人の代表理事の決裁による。

3. 本会員は、当法人の定款に定める正会員、賛助会員、特別会員とは性質を異にしている会員であり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とはならない。

(入会)

第4条 会員になろうとする者は、所定の様式の入会申込申請書を本会の事務局に提出し、代表理事の決裁を得なければならない。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(会費)

第6条 会員は、毎年、別に定める年会費を5月末日までに納入しなければならない。

2. 本会が開催する特別なプログラム等の参加費として、会費以外に実費を徴収することができる。

(中途加入の会費)

第7条 事業年度の中途に加入した会員の当該事業年度の年会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は、全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は半額とする。

2. 前項の年会費の納入は、代表理事より入会の承認の通知を受けた日から30日以内とする。

(退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。所定の様式の退会届を1か月以上前に、本会の事務局に提出するものとする。

2. 会員が次の何れかに該当するに至ったときは、当法人の代表理事の決議により当該会員を除名することができる。
 - (1) 当法人の定款、本会の会則その他の規則に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
3. 会員が以下の何れかに該当するに至ったときは、当法人の代表理事の決議により当該会員を退会とする。
 - (1) 会費、参加費等の支払義務を1年以上履行しなかったとき
 - (2) 当該会員の団体が解散し、または破産したとき
4. 会員が退会しても、既に納入した会費その他の拋出金品は返還しない。

(会員名簿)

第9条 会員の団体の名称、法人代表者名、役職名、所在地、本会に対する代表者および窓口担当の氏名、役職名、住所、電話番号、電子メールアドレスを記載した会員名簿を作成する。

2. 会員が個人の場合は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを会員名簿に記載する。
3. 会員名簿は、本会事務局に備え置くものとする。
4. 会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した団体の窓口担当または個人の電子メールアドレスに行うものとする。
5. 会員は、会員名簿に記載する事項に変更があった場合は、所定の様式の変更申請書を本会の事務局に遅滞なく提出しなければならない。

(事業)

第10条 本会は、以下の事業を行う。

- (1) 会員が参加する会合を開催、運営する事業
- (2) 当法人が推進する以下のアウトバウンド事業およびインバウンド事業を支援、推進する事業
 - a. 日本の医療技術・サービスの認知度向上
 - b. 日本の医療技術・サービスの海外拠点の設立・運営・支援
 - c. 外国人患者の受入れ促進
 - d. 海外の医療人材の育成
- (3) その他第2条の目的を達成するための事業

(会合)

第11条 本会は、以下の会合を開催する。

- (1) 総会
 - (2) 委員会・情報交換会等
 - (3) 特別なプログラム等
2. 総会は、年1回開催し、事業の当該年度の成果および次年度の計画を報告する。フォーラム正会員、フォーラム賛助会員、フォーラム特別会員が参加できる。
 3. 委員会・情報交換会等は、必要に応じて不定期に開催し、事業に関連する案件等について、会員の知識や経験を共有し、相互交流を図り、目的を達成するものとする。フォーラム正会員が参加できる。なお、委員会・情報交換会等の目的に応じて、フォーラム賛助会員およびフォーラム特別会員に参加を募ることもある。
 4. 特別なプログラム等は、不定期に開催し、本会の事業に関連する案件等について会員および特別に参加する者が相互交流を図るものとする。フォーラム正会員、フォーラム賛助会員、フォーラム特別会員、および当法人の代表理事が参加を承認する本会に関心を持つ医療機関、医療関連団体および個人が参加できる。

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 顧問 3名以上6名以内
 - (2) 諮問委員 3名以上10名以内
 - (3) 幹事長 1名
 - (4) 幹事 3名以上15名以内
2. 顧問は、当法人の代表理事に対し、専門的見地から本会に係る助言を与える者とし、代表理事が選任、委嘱する。

3. 諮問委員は、当法人の代表理事より本会の運営・事業に係る諮問を受け、専門的見地から答申する者とし、代表理事が選任、委嘱する。
4. 幹事長は、当法人の代表理事と連携して本会を円滑に運営する者とし、代表理事が当法人の理事より指名する。
5. 幹事は、幹事長と協調して本会の事業推進に協力する者とし、代表理事が選任、委嘱する。
6. 役員の任期は、委嘱後2年目に終了する当法人の事業年度の終了までとする。
7. 役員の報酬等は、当法人の代表理事の決裁により別に定める。
8. 役員が以下の次の何れかに該当するに至ったときは、代表理事が解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局)

第13条 本会の事務局事務は、本会の事務局がこれを行う。

(会則の改廃)

第14条 本会則の改廃は、当法人の代表理事の決裁による。

(その他)

第15条 本会則に定めるほか、本会に必要な事項は、当法人の代表理事の承認を得て、幹事長が定める。

(附則)

1. 本会則は、2015年 7月 1日から施行する。
2. 年会費は、以下の通りとする。

会員の種別	定 義	年会費
フォーラム正会員	500床以上の病院、または複数の病院を所有する医療法人等	15万円
	500床未満の病院	10万円
	診療所、または病院以外を所有する医療法人等	5万円
	医療関連団体	5万円
フォーラム賛助会員	医師	2万円
	医療機関に所属する医師以外の職員	1万円
フォーラム特別会員	医学系学会	免除

3. 会員種別の活動の範囲は、以下の通りとする。

会員の種別	総会	フォーラム事業 計画策定への参画	委員会	各種プログラムの 無料参加
フォーラム正会員 500床以上の病院、または複数の 病院を所有する医療法人等	○	○	○	○ 10名まで
フォーラム正会員 上記以外	○		○	○ 5名まで
フォーラム賛助会員	○			○ 会員本人のみ
フォーラム特別会員	○		○	○ 2名まで

4. 以下の役員の報酬は、経済産業省の委託事業事務処理マニュアルに定める会議費・謝金に関する経理処理の「謝金の標準支払基準」に準じるものとする。
 - (1) 対象役員 顧問、諮問委員、幹事

(変更履歴)

- 2015年 7月 1日 制定
2017年 5月 2日 代表理事の承認により変更
2018年 5月 18日 代表理事の承認により変更
2019年 2月 19日 代表理事の承認により変更